令和３年度第３回周南市地域包括支援センター運営協議会及び

周南市地域密着型サービス運営委員会会議録（書面開催）

**１**議事

**【令和３年度第３回周南市地域包括支援センター運営協議会】**

（１）令和４年度地域包括支援センター運営方針（案）について

〇ご意見等

・マニュアル・ツールが負担軽減につながるものであればよい。

・権利擁護業務に関して、当市は以前より全国平均を下回っており改善が乏しいため、何らかの対応が必要なのではないか。

・権利擁護部会を新設し、具体的に権利擁護業務である権利擁護システムの活用、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、関係機関との連携の４つの支援をあげているところが良い。

・コロナ禍において、地域包括支援センターの役割はますます大きなものになっていると感じる。今後一層の認知度向上の取り組みで、地域包括支援センターが身近で気軽な相談機関として、より多くの地域住民に認知されれば、地域で暮らしていく上で大きな安心感に繋がると期待します。

○令和４年度の重点取組方針についてのご意見

・地域で介護予防の活動として、ふれあいサロンで100才体操を実施しています。コロナの影響で参加者は半数に減っており、「もとの暮らし」をどのようにしたら取り戻せるのか、又、高齢者の意欲の向上を改善できるのか、悩みながら活動している。年に１回、体力測定と生活改善の話をしていただいているが、できれば回数増を希望。

・介護予防の推進を重点取組とすることはとてもよい。

・認知度向上の取り組みもとても大事と考えます。

・自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの推進と相談支援窓口としての認知度向上で、まさしく重点取組と考え、賛同します。

・現状をふまえ、具体的な運営方針（案）でよい。

（２）令和３年度地域包括支援センターの事業評価（案）について

〇ご意見等

・評価において、３業務である相談・権利擁護・地域ケア会議において、改善をしていく共通理解がしめされ、一体となって改善取組を重要と認識している点が特に良いと思われた。

・各センターは、業務に真摯に取組まれていると心から感じ、確実に向上の跡がみられた。

・センターによる自己評価を共有する事によって、数字だけでなく、センターの個々の取り組み、今後の目標等が読み取れ、次回（今後）に繋がる評価になっていると思う。

・評価される事によって、自己を客観的に見直す事ができるので、地域の活動にも応用できたらよいなと思う。勉強になった。

◇ご質問

２-(２)　権利擁護の評価が周南東部とつづみ園において、令和３年度が令和２年度より下がっている理由、項目を明らかにされたい。（市との共有の改善されているにもかかわらず）

◇事務局回答

両センターは、「消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取り組みを行っているか」という項目について、コロナ禍で、情報提供の場に出向くことが難しかったという理由で、達成度合いが低くなっています。

○会長総評

令和4年度運営方針は、周南市の地域包括支援センターのこれまでの取り組みと、令和３年度事業評価の結果を反映したものです。
　今後は、事業評価の結果を経年的に分析を行い、地域包括支援センターの運営に反映させる体系を周南市として構築していくことが重要です。
　運営方針に従って地域包括支援センターが運営を継続することはもちろんのこと、関係機関や市、さらには地域住民と連携して、「アフターコロナ、ウィズコロナ」の時代を見据えた地域づくりに取り組むことが求められています。

**【令和３年度第３回周南市地域密着型サービス運営委員会】**

（１）指定地域密着型サービス事業者の指定について

指定の更新申請：２件、新規指定申請：１件

＜更新申請＞

・「グループホーム　こころ」（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

・「定期巡回随時対応型訪問介護看護元気村」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

※従業員の勤務体制、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結

果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

＜新規指定申請＞

　　　・「定期随時訪問ステーションこもれび」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

※従業員の勤務体制、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結

果、指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件もない。

また、設備基準について、現地確認も行い、基準を満たしていると考える。

（２）指定介護予防支援事業者の指定について

指定の更新申請：１件

＜更新申請＞

・「周南北部地域包括支援センター」

※従業員の勤務体制、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結

果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

（３）指定に関する意見等

なし

（４）質問等

・記載内容についての確認事項[１件]

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式7）について →以前の運営委員会で、利用者の権利擁護を図るために、複数の相談窓口を記

　載することとしたと記憶するが、事業所の相談窓口のみの記載のものがあっ

　た。

（５）（４）質問等について

苦情に対しての連絡先は、事業所を利用する際に説明に用いられる「重要事項説明書」に記載されており、市が実地指導に入った時に内容を確認している。また、当該事業所についても、重要事項説明書に苦情の窓口として周南市高齢者支援課、山口県国民健康保険団体連合会についても記載されており、利用者に説明されていると考える。

なお、今後の対応として、参考様式７において、事業所以外の相談窓口も記載するよう周知することとする。